

福島県人事委員会障がい者活躍推進計画

機関名	福島県人事委員会事務局
任命権者	福島県人事委員会
計画期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
福島県人事委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>福島県人事委員会事務局は、常勤職員については他機関からの出向者及び他機関との併任者が配置され、募集・採用を行っていない。</p> <p>また、非常勤職員については、障がい者の有無を区別せず募集しているが、例年の募集人数は1名のみである。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>○障がい者雇用に関する事務局職員のさらなる理解を促進する。</p> <p>○非常勤職員の募集は、引き続き、障がいの有無を区別せず実施する。</p>
2. 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、事務局長を選任した。</p> <p>○職員に対し、障がい者雇用に関する理解促進・啓発のための研修を実施する又は受講させる。</p> <p>○職員に対し、障がい者雇用に関する理解促進・啓発のための資料を配布する。</p> <p>(計画期間中に障がい者を有する職員の配置・採用があった場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>(計画期間中に障がい者を有する職員の配置・採用があった場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮指針を踏まえつつ、当該職員との相互理解の下で、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○非常勤職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで職務への従事が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>(計画期間中に障がい者を有する職員の配置・採用があった場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上で支障となっている事情及び対応方法について、当該職員との相互理解の下で確認、検討する。 ・検討の結果に基づき、必要な措置を、過重な負担にならない範囲で実施する。
4. その他	<p>○物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

※ 本計画における用語の使用に関して、原則「障がい」を使用するが、法令等で規定のあるものについては「障害」を使用する。